

船橋市在宅介護支援センター受託法人公募に係る問答票

令和 8 年 9 月 1 5 日
船橋市地域包括ケア推進課

1. 建物設備等について（仕様書「10. 建物設備等」）

問1 電話器について、携帯電話での対応を考えているが、固定電話でないといけないか。

答え 在宅介護支援センターは、船橋市から委託を受けた業務（事業所）であります。市の施設や事業所と同様に、固定電話の番号を取得していただくこととなります。

なお、開設時間外の緊急連絡先については、携帯電話番号でも可能とします。

問2 事務所について、既存施設の事務所の一部をこれにあてることで問題ないか。また、相談室等は兼用で差し支えないか。

答え 既存施設の事務所の一部を在宅介護支援センターの事業所とすることは問題ありません。

しかし、既存事業所等（併設する居宅介護支援事業所を除く）の職員が在宅介護支援センターで取り扱う個人情報が見覧できない体制を構築する必要があります。

なお、相談室等は兼用で構いませんが、他の利用者等から相談者が特定できないなど相談者に配慮した形態としてください。

2. 職員の配置について（仕様書「13. 職員の配置」）

問3 人員確保について、法人内職員ではなく、新たな採用による職員配置でも構わないか。

答え 応募に際して、必ずしも配置職員が決まっている必要はありません。

応募書類には、応募時点で配置を予定している職員の情報を記載するとともに、採用予定日が分かるように記載ください。

なお、やむを得ず当該職員の配置が途中で困難になった場合は、同等以上の経験を有する職員を配置していただく必要があります。

3. 相談協力員について（仕様書「14. 相談協力員」）

問4 相談協力員は、在宅介護支援センターとして就任依頼をする必要があるということか。

答え 市では、全ての民生委員に対して、民生委員の委嘱時に相談協力員としてご協力をいただくことについて依頼しています。

したがって、在宅介護支援センターとして改めて依頼する必要はありません。

なお、在宅介護支援センターの業務を行う上で、民生委員との連携・協力は必要不可欠になりますので、民生委員の氏名・連絡先については、別途提供させていただきます。

4. 実施体制について（仕様書「17. 実施体制」）

問5 在宅介護支援センター専従・常勤職員は、ケアプランを作成することはできるのか。

答え 在宅介護支援センター専従・常勤職員は、総合相談支援に従事することが主な業務であり、原則としてケアプランの作成は認められないものです。

しかし、専従・常勤職員が介護支援専門員の資格を有している場合で、市又は地域包括支援センターからの依頼に基づくものであれば、概ね5件を目安としてケアプランを作成していただくことは可能です。

なお、専従・常勤職員がケアプランを作成する場合、居宅介護支援事業所の職員としての登録をしておく必要がありますので、ご注意ください。

問6 仕様条件に規定されている業務時間（午前9時～午後5時）は、専従・常勤職員又は総合事業従事者のいずれかは事務所に残り、相談業務等に対応できる体制を整えることとされているが、不在時に携帯電話へ転送するなどの運用による対応は認められるか。

答え 在宅介護支援センターは相談窓口であり、市民が事務所に来所した際に対応する職員が不在である状況は望ましくないと考えております。

なお、緊急対応が重なるなど、どうしても全職員が外出せざるを得ないような場合は、法人や他の事業所から人を派遣してもらうなど、不在時間が生じることのないよう対応願います。